

## 学校保健の基礎となる法律、規則

### ○ 教育基本法 (1947. 3. 31)

教育は、人格の完熟をめざし、平和的友愛国家及び社会の形成者として眞理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重じ、自由精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。(第1条)

### ○ 学校教育法 (1947. 3. 31)

(第12条)……学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに教員の健康増進を図るため、身体検査を行ひ、適当な衛生養護の施設を設けなければならぬ。

(第26条)……市町村立小学校の管理機関は伝染病にかかり、若くはそのおそれのある児童又は性行不良であつて他の児童の教育に妨碍があると認められた児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ぜる事が来る。

(第75条)……小学校、中学校及び高等学校には次の各号の一に該当する児童及び特殊学級を置くことが出来る。

1. 性格異常者
2. 精神衰弱者
3. 聾者、難聴者
4. 盲者、弱視者
5. 言語不自由者
6. その他不具者
7. 身体虚弱者

前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことが出来る。

### ○ 学校教育法施行規則 (1947. 5. 23)

(第12条)……身体検査、健康相談、疾病の予防装置、学校給食その他衛生養護の施設に関する事項は、別に二小節定める。

### ○ 文部省設置法 (1949. 5. 31)

初等中等教育局——保健課、運動厚生課、管理局、学校給食課の学校における保健衛生及び学校給食に関する援助と助言を与えること。

保健体育審議会——学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

→分科会として	学校保健分科審議会
	学校給食
	学校体育
	联合会体育

・ 教育委員会法 (1948. 7. 15)

(第49条) --- 学校の保健計画の企画 及び実施に関すること。 (17項)

学校環境の衛生管理に関すること。 (18項)

(第54条) --- 学校身体検査、精密検診その他の事項に関する政令で定める基準に従い、保健所の協力を求めるものとする。

保健所は、学校の環境衛生、学校保健に関する資料の提供その他の事項に関する政令で定める基準に従い、教育委員会に助言と援助を求めるものとする。

・ 現行の学校保健関係法規等

学校医及幼稚園医令 (1929. 3. 18)

学校医私務規程 (1932. 2. 1)

学校歯科医及幼稚園歯科医令 (1931. 6. 22)

学校歯科医私務規程 (1932. 2. 1)

学校清潔方法 (1948. 4. 14)

学校身体検査規程 (1949. 3. 19)

学校衛生統計調査規則 (1948. 6. 4)

学校衛生統計調査実施要領 (1948. 6. 7)

学校伝染病予防規程 (1924. 9. 9)

日本建築規格 (1949. 5. 4)

学校用机、腰掛、標準 (1922. 8. 22)

衛生室の設備準則 (1941. 3)

学校給食法 (1954. 6. 3)